

業務名称：2027-2031年度 研修員等の研修旅行等の手配業務（単価契約）

（掲載日：2026年9月18日 調達管理番号：26a00721）について、意見及び質問に関する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	52/52	本意見招請において特に意見を求める点について (1)	お盆や年末年始、特定の高需要日（イベントやコンサート、スポーツ大会などを除いての一般論として、東京都内（都心とその周辺）を中心に20,000円以上は見ておいていただく方が適切と考えます。特にここ数年の間に開業している施設については1万円台では手配が難しいところです。エリアにもよりますが都内、京都、大阪、福岡は特に高額になっている傾向です。	ご提示いただいた情報も参考に宿泊料金の上限額を設定するように致します。
2	同上	同上 (2)	ざっくりとしたという点では2区分は妥当と思います。しかし前項の通り、現在の実勢からは著しく乖離していると考えます。都市によっては探せばあるかもしれませんが、研修生様の滞在にふさわしいか、また貴機構ご担当者がそれを良しとするかは現実的な課題として残ると考えます。残念ながら地方都市の安価な施設は水回りが古かったり、たばこのにおいが染みついていたりということもいまだに散見されます。一定のレベルを担保するなら東京など大都市圏25,000円、それ以外16,000円程度というほうが適切だと考えます。	ご提示いただいた情報も参考に宿泊料金の区分、その所在地及び目安金額を設定するように致します。
3	同上	同上 (3)	東京スカイツリー、東京タワー、京都の清水寺等多くの観光客が訪れる施設を中心に手配は可能です。 なおこの手配が「受託者側での立て替え→後日の貴機構あて請求」という意味である場合、受託者側社員が当該研修に同行しない前提ですと、クーポンという形で鉄道切符のように事前にお渡ししておく必要があります。都合で行けなかった、一部研修員が不参加だった、というような場合、現場での手続きや事後のクーポンご返送など、現場ご同行者や貴機構ご担当の手間が発生します。また切符と同様に、貴機構ご担当と受託者側との間でも人数が変わったとか色々なやり取りが生じますので、それらの業務に付随して生じるあれこれを、貴機構でどうお考えになるかというところです。	入場券は切符などと同様に事前に受注者が発券、研修コース所管部門担当者に送付し、代金は受託者側で一旦立て替え、後日当機構あてに請求いただく方法を想定しています。また参加者の人数変更が生じた場合、時間的制約がない場合は受注者を通して変更手配を行います。利用当日など直前になって一部の参加者が不参加となるケースが生じる可能性はあります。この場合、現場の同行者が当該施設にて必要に応じ払い戻しの対応（現金の授受、当機構へ必要証憑の送付など）を行うことを想定しています。実際に鉄道などの切符利用において上記のような現場対応は年間に数件程度発生しています。
4	同上	同上 (4)	これは貴機構のご担当と、ではなく、その先にいる実施機関のご担当と直接調整する、という意味でしょうか。 間を介さずにやり取りするという点においては時間の短縮、お考えをダイレクトに確認できるという点で合理的と存じますが、何を優先すべきかという順位付け、貴機構のルールなどを理解された相手でないと、進めていくうえで不具合が生じるように懸念されます。	受注者と研修実施機関のご担当者との間で直接調整いただく方法を想定しています。ご指摘の点については、事前に当機構のルールや手配における優先順位などを実施機関担当者十分に説明するように致します。ただし実施機関側で受注者からの質問事項に回答できない場面が生じた場合は、一旦当機構に確認した上で同担当者が受注者に確認結果を連絡する業務フローを想定しています。
5	17/52, 18/52	手配指示期限	移動については切符のように現物そのものが必要である現状において、実質1週間を切った手配依頼に応えることは業務上の負荷が大きいので再考をお願いしたいと考えます。	鉄道については、受注者が切符を送付し、所管部門が受領するまでに2営業日程度要することから、4営業日前の期限はタイトな手配スケジュールであることを認識しております。他方航空券は現物の送付は不要（QRコードのメール送信）となっています。このため、切符送付が不要な航空券等は現行通りの手配期限としつつ、切符送付が必要な鉄道などの場合は手配期限を延長するかを検討致します。
6	P14	ウ. 手配の基準等 (iii) 車両	公示に基づく金額と運送事業者から提示される実際の見積額に乖離がある場合、運送事業者から提示された見積額が適正なものであることを確認した上で、発注者の承認を得て当該金額で手配するという運用でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	P14	ウ. 手配の基準等 (iii) 車両	貸切バス料金については、手配時点において適用される国土交通省の公示運賃・標準適用方法に基づき算定するとの理解でよろしいでしょうか。また、契約期間中に公示内容が改定された場合は、改定後の基準を適用するとの理解でよろしいでしょうか。	1点目について、所管部門に連絡いただく貸し切り料金とは運送事業者から提示される見積額を指しています。2点目についてはご理解の通りです。
8	P15	ウ. 手配の基準等 (viii) 旅行の変更	変更手配に伴って発生する取消料・変更料等について、実費として請求可能でしょうか。また、手配変更に伴う旅行会社の業務負担については、契約上どのように取り扱われますでしょうか。	ご理解の通り、取消し、変更に係る手数料の実費を当機構に請求可能です。手配変更に伴う業務負担については、左記に伴う受注者の事務調整コストも踏まえて移動、宿泊各経費のご請求にかかる調整率を算出いたどうかようお願い致します（仕様書P25ご参照）。
9	P16	b) 宿泊手配	目安：主要都市16,000円程度、その他13,000円程度が妥当かと存じます。 他イベントと重なった時期は高騰するため、上限：20,000円程度を希望します。	ご提示いただいた情報も参考に宿泊料金の上限額、目安額を設定するように致します。